

公益社団法人日本武術太極拳連盟

公認武術太極拳指導員規則

第1章 総則

第1条 目的

この規則は公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という）が国民の生涯スポーツとしての武術太極拳の普及と発展に努め、国民の健康増進に寄与する公認武術太極拳指導員（以下「指導員」という）に関する基準を定め、指導員の資質の保持と向上を図るとともに指導員の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

第2条 指導員の資格

指導員の資格は、この規則による公認武術太極拳指導員認定試験（以下「認定試験」という）に合格し、本連盟に登録することにより、本連盟会長より授与される。

第3条 指導員の級別

指導員の資格は次の4種とする。

1. 公認武術太極拳普及指導員（以下「普及指導員」という）
2. 公認武術太極拳C級指導員（以下「C級指導員」という）
3. 公認武術太極拳B級指導員（以下「B級指導員」という）
4. 公認武術太極拳A級指導員（以下「A級指導員」という）

第4条 指導員の資質の基本基準

指導員は、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、武術太極拳およびその指導について、指導員の種別により、次の能力を有しなければならない。

1. 普及指導員 太極拳指導に関する基礎知識および技能を有し、初級者の太極拳指導ならびに管理ができる。
2. C級指導員 武術太極拳に関する専門的知識・技能・指導力およびその応用力を有し、普及指導員を指導養成する能力を有する。
3. B級指導員 武術太極拳に関する専門的知識・技能・指導力およびその応用力を有し、C級指導員の指導養成ならびにその認定試験委員（以下「認定委員」という）となる能力を有する。
4. A級指導員 武術太極拳に関する高度の専門的知識・技能・指導力を有し、わが国における武術太極拳の普及および指導の中心となり、普及指導員・C級指導員・B級指導員の認定委員となることができる。

第5条 指導員の任務

指導員は、本連盟もしくは、本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という）あるいは、公共団体もしくは、その機関等が主催または主管する武術太極拳事業に対し、指導員の級別に応じて協力するものとする。

C級・B級・A級指導員は、本連盟もしくは加盟団体の主催または主管する指導員養成事業もしくは、指導員研修事業において指導の任に当たる。

第2章 認定試験

第6条 認定試験の種類

認定試験は指導員の級別ごとに行い、かつ、次の三分野ごとに行う。

- (1) 太極拳
- (2) 長拳
- (3) 南拳

第7条 認定試験の実施時期と内容

認定試験は、学科講習、実技試験および面接による人物考査とする。
前項に関わる試験のそれぞれの実施時期と内容は認定実施事業年度の「認定事業実施要綱」の定めるところによって行なう。

第8条 受験資格

受験資格は指導員の級別ごとに定める。

1. 普及指導員 = 満20歳以上の者(認定試験当日現在とする。以下、年齢の扱いは同じ)で、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 技能検定1級位またはそれより上位の段位を有する者。
 - (2) 加盟団体会長により推薦された者。
 - (3) 都道府県連盟普及指導員認定委員会が主催する「普及指導員養成講習会」を修了した者。
2. C級指導員 = 満25歳以上の者で、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 技能検定初段位またはそれより上位の段位を有する者。
 - (2) 指導歴3年以上の者、または、本人が所属する都道府県連盟が主催する「C級指導員受験資格取得講習会」を2回以上受講し、修了した者。
 - (3) 加盟団体会長により推薦された者。
 - (4) 本連盟が主催する「C級指導員養成講習会」を修了した者。
3. B級指導員 = 満30歳以上の者で、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 技能検定2段位またはそれより上位の段位を有する者。
 - (2) 指導歴5年以上の者、または、本人が所属する都道府県連盟が主催する「B級指導員受験資格取得講習会」を2回以上受講し、修了した者。
 - (3) 加盟団体会長および本連盟会長により推薦された者。
 - (4) 本連盟が主催する「B級指導員養成講習会」を修了した者。
4. A級指導員 = 満35歳以上の者で、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 技能検定3段位またはそれより上位の段位を有する者。
 - (2) 指導歴10年以上の者、または、本人が所属する都道府県連盟が主催する「A級指導員受験資格取得講習会」を2回以上受講し、修了した者。
 - (3) 加盟団体会長および本連盟会長により推薦された者。
 - (4) 本連盟が主催する「A級指導員養成講習会」を修了した者。

第8条の2 受験資格取得講習会

本条本項の2.3.4.の各号の(2)に定める各級指導員の「受験資格取得講習会」は、原則として本人が所属する都道府県連盟が主催する講習会を受講しなければならない。

ただし、当該県連盟で本件講習会を実施する条件が無い場合で、隣接する他の都道府県連盟が実施するに講習会に当該県連盟の会長が書面で受講を申請し、実施する都道府県連盟の同意を得て受講し、修了した者は、本条本項に定める「受験資格取得講習会」を修了したものとみなす。

第9条 特別功労指導員のA級指導員受験資格

下記の者は「特別功労指導員」として、第8条4項の規定にかかわらず、A級指導員の受験申請をすることができる。

- (1) 満60歳以上の者で、技能検定2段位を有する者。
- (2) 2段取得後、満2年を経過していること。
- (3) 指導歴10年以上の者。
- (4) 過去に、A級指導員認定または3段検定を、3回以上受験していること。
- (5) 加盟団体会長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。

- (6) 都道府県連盟会長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。
- (7) 「A級指導員認定試験」において「追加的実技試験」を受験することができる者。
- (8) 本連盟が主催する「A級指導員養成講習会」を修了した者。

第10条 認定試験の発表

認定試験の日程等については、本連盟もしくは加盟団体の年度行事または事業計画と併せて発表する。

第11条 認定試験の実施

認定試験は本連盟もしくは加盟団体が設置する公認武術太極拳各級別指導員認定委員会（以下「認定委員会」という）が実施する。

第12条 合否判定基準

認定試験の合否判定基準は、認定事業実施年度の「認定事業実施要綱」による。

第13条 受験の申込み

各級別指導員認定試験を受験しようとする者は当該認定委員会の指示に従って申込み手続きを行う。

第14条 受験の可否

受験の可否は当該認定委員会が決定する。
受験を許可された者には所定の手続きにより、受験票が交付される。

第15条 受講料・受験料

認定試験を受験する者は、附則第1条別表Iによる受講料および受験料を当該認定委員会へ納入する。いったん納入した受講料および受験料は、返還しない。

第3章 受験者の推薦

第16条 普及指導員・C級指導員受験者の推薦

普及指導員・C級指導員を受験する者は、第18条により加盟団体会長の推薦を受けた者でなければならない。

第17条 B級指導員・A級指導員受験者の推薦

B級・A級指導員を受験する者の推薦は、第18条および第19条により、
(1) 加盟団体会長による推薦
(2) 本連盟会長による推薦
を受けた者でなければならない。

第18条 加盟団体会長の推薦

第8条、第16条および第17条における加盟団体会長の推薦は、武術太極拳指導に関する優れた実績を有し、次の各項の一もしくはそれ以上に該当する者とする。

1. 加盟団体の主催もしくは主管する指導員養成事業の学科および実技の講師として、3か年に亘り5回以上の実績を有する者。
2. 本連盟主催の全日本選手権大会もしくは全日本競技大会において入賞し、加盟団体の主催もしくは主管する指導員養成事業に年1回以上3か年に亘り貢献した実績を有する者。

第19条 本連盟会長の推薦

第8条第3項、同第4項および第17条における本連盟会長の推薦は、武術太極拳指導に関する優れた実績を有し、次の各項の一もしくはそれ以上に該当する者とする。

1. 本連盟役員、本連盟各専門委員会正副委員長および委員。
2. 加盟団体普及担当者として、指導員養成事業に3年以上の実績を有する者で、加盟団体会長による推薦を受けた者。
3. 本連盟コーチ・指導員認定委員会が主催する指導員養成講習会の事業に貢献した実績を有する者。

第20条 実績の定義

第18条および第19条に規定する「実績」とは、指導員養成事業(講習会・認定試験・研修会)において、本連盟もしくは加盟団体に記録として留められている者に限る。

第4章 認定委員会

第21条 認定委員会の種類

認定委員会は次の4種類とする。

1. 公認武術太極拳普及指導員認定委員会 (以下「普及指導員認定委員会」という)
2. 公認武術太極拳C級指導員認定委員会 (以下「C級指導員認定委員会」という)
3. 公認武術太極拳B級指導員認定委員会 (以下「B級指導員認定委員会」という)
4. 公認武術太極拳A級指導員認定委員会 (以下「A級指導員認定委員会」という)

第22条 認定委員会の設置

認定委員会は必要に応じて、本連盟もしくは加盟団体に設置する。

ただし、C級・B級・A級認定委員会は本連盟内に設置する。

第23条 認定委員会の構成

認定委員会の委員の構成は、指導員の種別により次の各項によるものとする。

1. 普及指導員認定委員会は5名の認定委員をもって構成する。
ただし、加盟団体で構成するブロックで行う認定試験の認定委員会には、本連盟の指名する2名以上の認定委員を含めることとする。
2. C級・B級・A級認定委員会の委員は、次に定めるものとする。
(1) 本連盟役員 (2) 本連盟専門委員会正副委員長 (3) その他本連盟会長が委嘱する委員若干名

第24条 認定委員会委員長およびその任務

認定委員会には、次により委員長をおく。

- (1) 普及指導員認定委員会は認定委員会を置く都道府県連盟の長がこの任に当たる。
- (2) C級・B級・A級認定委員会は本連盟副会長がこの任に当たる。
2. 認定委員会委員長は次の任務に当たる。
 - (1) 認定委員会の任務を統括する。
 - (2) 認定委員会の任務遂行に必要な場合、協力員等を委嘱する。

第25条 認定委員会の任務

認定委員会はこの規則に基づき、次の各項に関わる任務を有する。

1. 認定試験の企画、実施、合否判定及び通知等に関する事項。
2. 指導員養成講習会の企画・実施に関する事項。
3. 認定試験の受験資格に関わる審査及び資格有無の決定および、第17条もしくは第18条の推薦に関する会長への具申事項。

4. 認定試験合格者の指導員登録申請に関する事項。
5. 本連盟より授与される指導員資格証等の作成および交付に関する事項。
6. 認定試験実施報告書を実施後2か月以内に本連盟へ提出すること。
7. 既に指導員として登録している者の資格に関する審査および会長への具申に関する事項。

第26条 認定委員会の庶務

認定委員会の庶務は、認定委員会委員の分担、もしくは、認定委員会を設置した本連盟または、加盟団体の普及担当委員会がこれに当たる。

第5章 各級指導員の認定委員

第27条 普及指導員・C級指導員の認定委員

普及指導員・C級指導員の認定委員は、中央委嘱認定委員および地方委嘱認定委員とする。認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第28条 B級・A級指導員の認定委員

B級・A級指導員の認定委員は中央委嘱認定委員のみとする。認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第29条 中央委嘱認定委員

- 本連盟コーチ・指導員委員会委員長は中央委嘱認定委員とする。
2. 中央委嘱認定委員は本連盟コーチ・指導員委員会委員長の推薦に基づき、本連盟常務理事会の承認により、本連盟会長がこれを委嘱する。
 3. 本連盟コーチ・指導員委員会委員長は、次の各号の一に該当する者の中から中央委嘱認定委員を推薦することができる。
 - (1) 本連盟役員、本連盟各専門委員会正副委員長および委員。
 - (2) 加盟団体に構成するブロックより推薦されたB級・A級指導員、各ブロック2名以内。
 - (3) 学識経験者および認定委員経験者。
 4. 中央委嘱認定委員の人数は、本連盟コーチ・指導員委員会委員長が本連盟常務理事会の承認のもとにこれを定める。

第30条 地方委嘱認定委員

- 地方委嘱認定委員は加盟団体会長および本連盟コーチ・指導員委員会委員長の推薦に基づき、当該認定委員会会長がこれを委嘱する。
2. 加盟団体会長は次の各号から推薦することができる。
 - (1) 中央委嘱認定委員以外の本連盟専門委員会正副委員長
 - (2) 加盟団体普及担当責任者。
 - (3) 前条第3項第3号に準ずる者で加盟団体理事会で承認された者。
 3. 加盟団体会長は、3名を限度として推薦する。ただし、認定試験の実施状況によっては、本連盟コーチ・指導員委員会委員長と協議の上、3名を超えて推薦することができる。

第31条 認定委員の資格の基本基準

認定委員は常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに本連盟アマチュア規定およびこの規則の主旨に則り、武術太極拳に関する専門的知識・技能等に精通しなければならない。認定委員はその任務を公正に遂行するとともに社会的責任の自覚と清廉さの保持に常に努めなければならない。

第32条 中央委嘱認定委員の任務

中央委嘱認定委員は、認定委員会の委員としてのほか次の各号にたずさわる。

- (1) 指導員講習会の教材の作成。
 - (2) 認定試験の基準化。
 - (3) 加盟団体が実施する試験の実情調査、連絡調整。
 - (4) 認定委員のための講習会、研修会。
 - (5) 指導員養成事業。
2. 地方委嘱認定委員は認定委員会の委員としてのほか、指導員養成事業にたずさわる。

第33条 認定委員の解任

認定委員は前条の基準に照らし、認定委員の名誉を損なう行為のあったときは、本連盟理事会で審査のうえ解任される。

第6章 認定委員会講師

第34条 認定委員会講師

第29条に定める中央認定委員のなかから、本連盟コーチ・指導員委員会講師（以下「講師」という）を選任する。講師は本連盟コーチ・指導員委員会委員長の推薦に基づき、本連盟常務理事会の承認により、本連盟会長が委嘱する。

講師の任期は2年とし、再任を妨げない。

第35条 講師の資格

講師は武術太極拳に関する高度の専門知識・技能等に精通し、各級指導員認定委員を養成するための能力と見識を有しなければならない。

講師はA級指導員の認定を行うことができるものとし、指導員を養成し、指導員資格の認定を行うための専門分野において、最も重要な責任を有するものとする。

第36条 講師の任務

講師は、講師としての資質と能力を高めるために常に自ら研鑽し、本連盟が実施する講師研修事業に参加するとともに、次の各号の専門分野における任務にたずさわる。

- (1) 指導員講習会の教材の作成。
- (2) 指導員講習会の企画・実施。
- (3) 認定試験の企画・実施。
- (4) 指導員認定制度拡充のための調査・研究と立案。

第37条 講師の解任

講師は、第35条、第36条に照らし、講師の名誉を損なう行為のあったときは、本連盟理事会で審査のうえ解任される。

第7章 登 録

第38条 新規登録

認定試験合格者は当該認定委員会の指示に従い新規の認定登録の申請を行う。

第39条 資格証等の授与

本連盟に登録された者には、本連盟より資格証等が当該認定委員会を通じて授与される。

第40条 登録の有効期間

登録の有効期限は登録日を起点として4年間とする。

第41条 登録の更新・およびその要件

登録の更新は前条により4年毎に、本人が所属する加盟団体に申請し、加盟団体が本連盟に申請して行う。

登録更新の要件を充たす指導員は、登録を更新する。登録更新の要件は、加盟団体がその実情に応じて、加盟団体が本連盟の承認のもとに定めることができる。

第42条 資格証記載事項の変更

資格証記載事項に変更のある場合は、速やかに当該加盟団体へ届出ること。

氏名に変更のある場合はその変更を証明するものを資格証に添付すること。

第43条 認定登録料（新規登録料）および更新登録料

認定登録料および更新登録料は附則第1条別表Iによる。

第44条 資格の喪失

次の各項のいずれかに該当する者は、その資格を失い、登録は抹消される。

1. 認定試験合格者とその合格発表後2か月以内に新規登録申請をしなかった場合。
2. 登録の更新申請をしなかった場合。
3. 指導員としての名誉をきずつけた場合。
4. 資格証記載事項の変更届出を登録の有効期間内にしなかった場合。

附 則

第1条 別 表

この規則の第15条（受講料・受験料）および第43条（認定登録料および更新登録料）に関わる規定を別表Iに定める。

第2条 施 行

この規則は平成3年（1991年）4月1日から施行する。

平成4年（1992年）6月27日一部改訂、同日施行。

平成9年（1997年）6月21日一部改訂、同日施行。

平成24年（2012年）1月21日一部改訂、同日施行。

令和6年（2024年）1月20日一部改訂、同日施行。

公認武術太極拳指導員規則 別表I

指導員認定にかかわる費用

	講習会受講料 (教材費を含む、滞在費、 施設費の実費は除く)	受験料	認定登録料 (4年間)	更新登録料 (更新後4年間)
普及指導員	5,000 円	5,000 円	20,000 円	10,000 円
C級指導員	10,000 円	5,000 円	20,000 円	20,000 円
B級指導員	10,000 円	5,000 円	20,000 円	30,000 円
A級指導員	10,000 円	5,000 円 ただし、第9条による受験は、 10,000 円	20,000 円	40,000 円

以 上